

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………一
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………一
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…一
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
- ………（同）…三
- 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務委託……………四
- ………（環境局環境改善部環境保安課）…四
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………四
- ………（産業労働局農林水産部食料安全課）…四
- 豚熱の予防注射の実施……………六
- ………（同）…六
- 令和四年漁期におけるひき縄漁業の制限措置の内容等……………六
- ………（産業労働局農林水産部水産課）…六
- 都道の供用開始……………七
- ………（建設局道路管理部路政課）…七
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………七

告示（水）

- ………（建設局道路管理部監察指導課）…九
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……………九

公 告

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………九
- ………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…九
- 市街地再開発組合の理事長の就任（二件）……………九
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…九

告 示

●東京都告示第二百四十三号

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成三年五月十五日

四 事業施行期間

平成三年五月十五日から令和五年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。

変更の年月日
令和五年三月十五日

●東京都告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日
目黒区中目黒二丁目十七番から十九番まで、二十八番一、三十一番二、同番四、二百八十三番三及び渋谷区恵比寿南三丁目四十八番五の各一部
令和五年二月十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年

月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

小金井市東町二丁目四十八番六、六十 令和四年三月三
九番一、同番一地先、同番三、同番四、十日
同番四地先、同番五、同番六、同番六
地先及び七十番二

●東京都告示第二百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
に供する。

令和五年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小金井市東町二丁目四十八番六、六 令和四年三月三
十九番一、同番一地先、同番三、同 十日
番四の一部、同番五及び七十番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第二百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

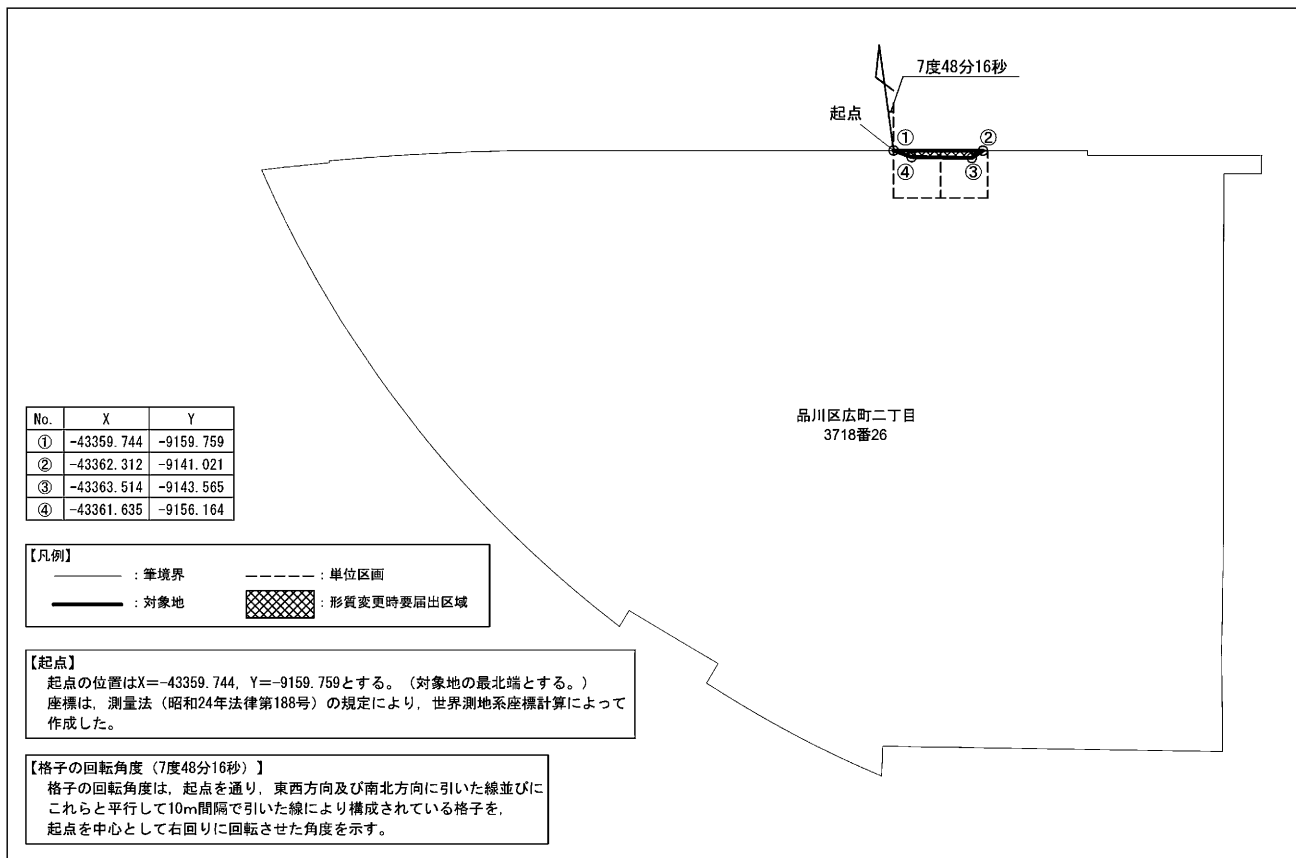
令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区広町二
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千五百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十五日

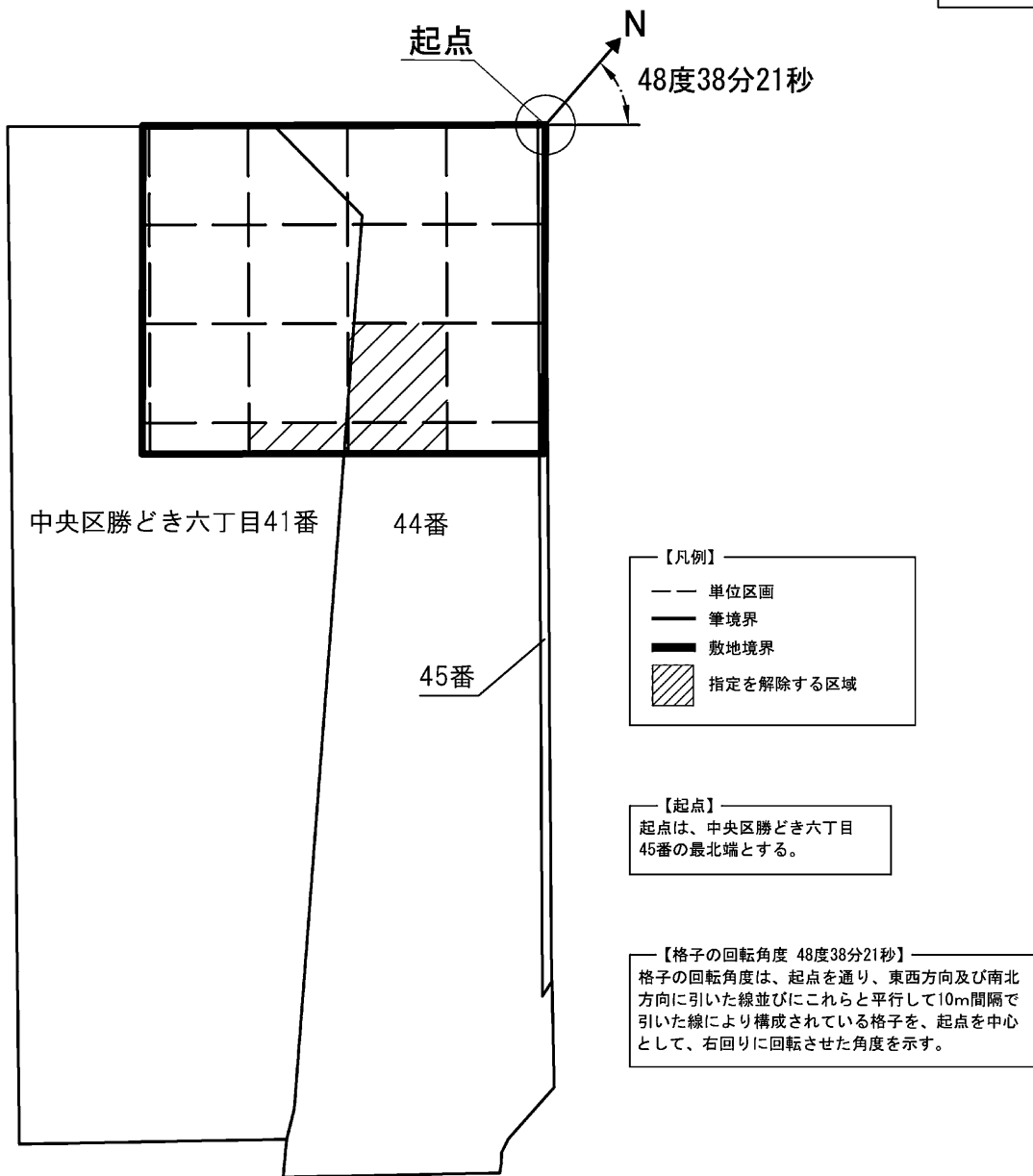
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区勝どき六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第二百四十九号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九條の二第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八條の四の二第一項に規定する免状交付事務については、次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八條第二項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十二年政令第十四号)第七條第二項の規定に基づき告示する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務

二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会
港区虎ノ門四丁目三番十三号

●東京都告示第二百五十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 ブルセラ症検査

| | | |
|--|--|--|
| <p>三 ヨーネ病検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>ヨーネ病の発生の予防</p> | <p>(一) 実施の目的</p> <p>ブルセラ症の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>血清抗体検査及び細菌学的検査</p> <p>二 結核検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>結核の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>ツベルクリン検査</p> <p>ヨーネ病検査</p> | <p>(一) 実施の目的</p> <p>ブルセラ症の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>血清抗体検査及び細菌学的検査</p> <p>二 結核検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>結核の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>ツベルクリン検査</p> <p>ヨーネ病検査</p> |
| <p>四 伝達性海綿状脳症検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第二項ただし書</p> | <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については日野市、稲城市及び瑞穂町の全域とし、実施の期日については令和五年五月一日から同年七月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。ただし、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>省令別表第一に定める方法</p> | <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については日野市、稲城市及び瑞穂町の全域とし、実施の期日については令和五年五月一日から同年七月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。ただし、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。)第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>省令別表第一に定める方法</p> |
| <p>六 豚熱検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>豚熱の発生の予察</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日</p> | <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>血清抗体検査</p> <p>五 馬伝染性貧血検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>馬伝染性貧血の発生の予防</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>省令別表第一に定める方法</p> | <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>省令別表第一に定める方法</p> <p>五 馬伝染性貧血検査</p> <p>(一) 実施の目的</p> <p>馬伝染性貧血の発生の予防</p> <p>(二) 実施する区域及び期日</p> <p>実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。</p> <p>(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。</p> <p>(四) 検査の方法</p> <p>省令別表第一に定める方法</p> |

については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

八 腐蝕病検査

(一) 実施の目的

腐蝕病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第二百五十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

都内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第二百五十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年漁期におけるひき縄漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和五年三月十五日から同月二十二日まで

別表

| 制限措置 | | | | | | |
|-------|---------------|---------------------|----------|---|------|---|
| 漁業種類 | 許可等をすべき船舶の枚数※ | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 |
| ひき縄漁業 | 44隻 | 5トン以上で許可証に記載された総トン数 | 定めなし | 小笠原海域（鳩婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。） | 周年 | 東京都小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること。 |
| | 1隻 | | | | | 東京都三宅支庁管内に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都三宅支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内の区域にある者であること。 |
| | 1隻 | | | | | 和歌山県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。 |
| | 6隻 | | | | | 高知県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。 |
| | 7隻 | | | | | 宮崎県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。 |
| | 1隻 | | | | | 鹿児島県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。 |

※ 令和四年東京都告示第235号（令和4年漁期におけるひき縄漁業の制限措置の内容等）の同漁業における制限措置に基づいた許可等の数を含む。

●東京都告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 池袋谷原





二 供用開始の区間 豊島区西池袋二丁目三十六番三地先から同区西池袋四丁目十八番十四地先まで

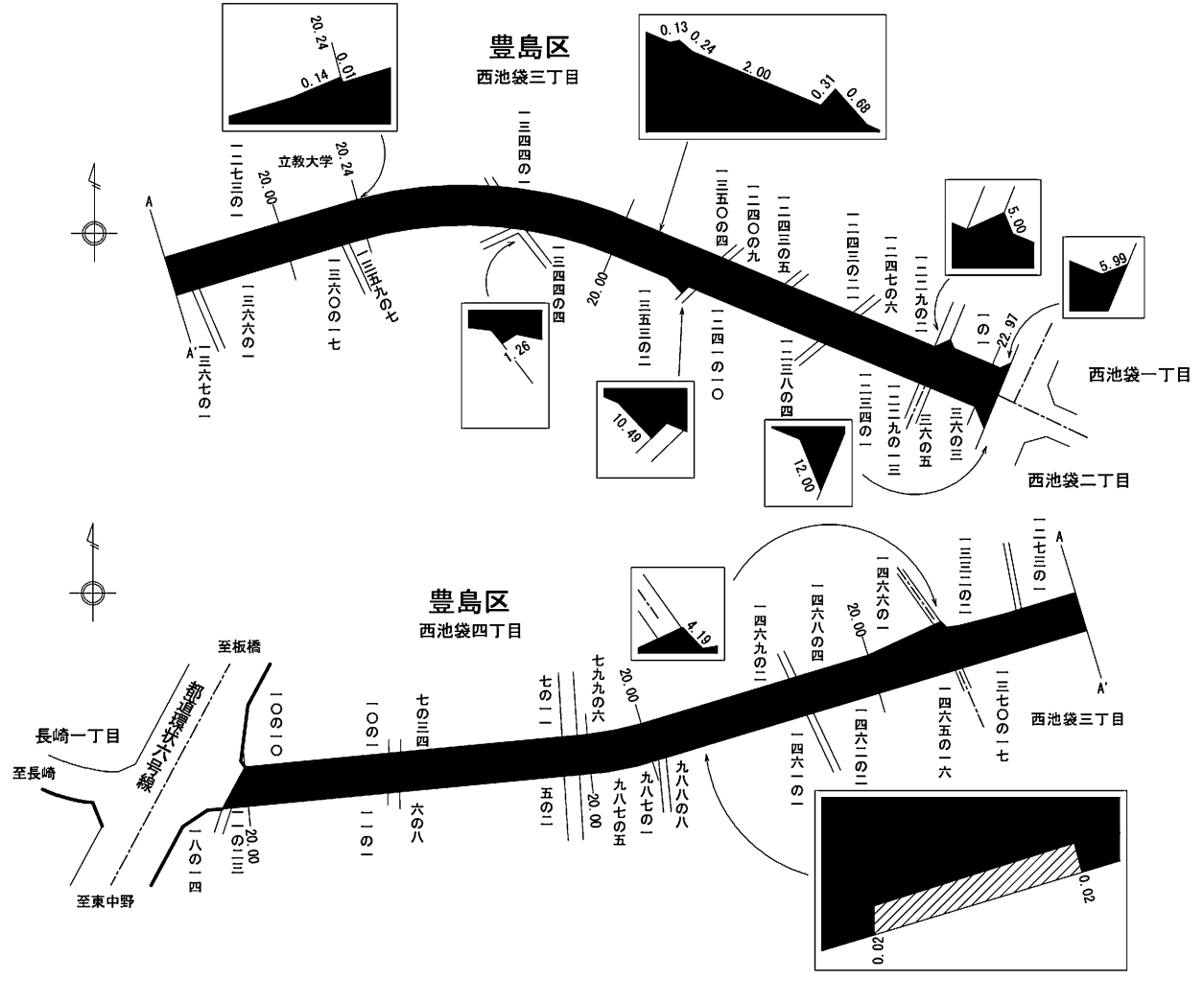
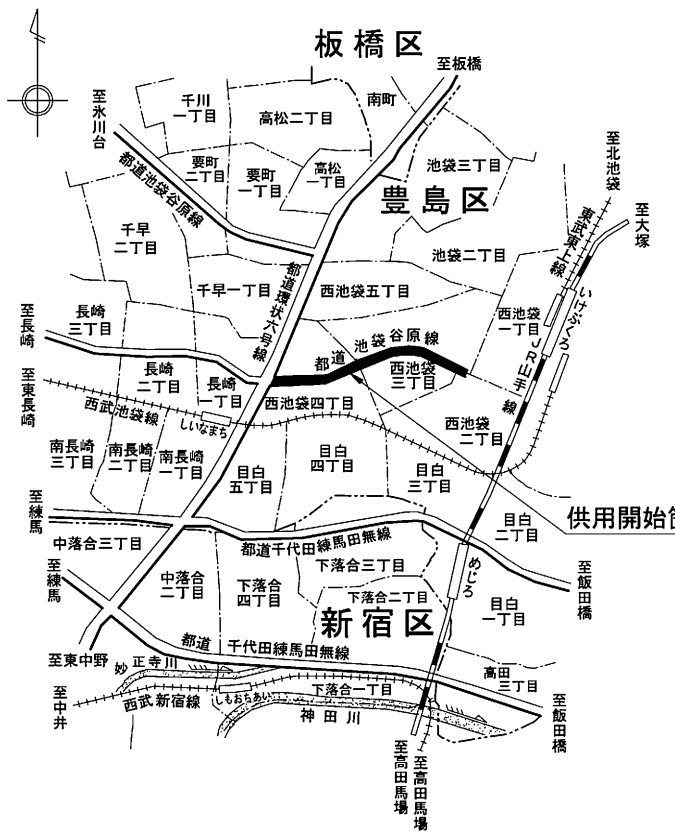
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和五年三月十五日

別図

都道池袋谷原線供用開始略図
豊島区西池袋二丁目～西池袋四丁目

 供用除外区域
 供用開始区域
 特別区道
 都道
 延長 八八五・〇五メートル
 面積 一七、九二三・五九平方メートル



●東京都告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

池袋谷原

二 占用を制限する区間

豊島区西池袋二丁目三十六番三地从先から同区西池袋四丁目十八番十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年三月十六日

告 示 (水)

●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から施行する。

令和五年三月十五日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社佐賀銀行の項、株式会社大分銀行の項及び株式会社宮崎銀行の項を削り、東京みどり農業協同組合の項中「同」を「東京都に所在する店舗」に改める。

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人わだつみのこえ記念館

二 代表者の氏名

渡邊 總子

三 主たる事務所の所在地

文京区本郷五丁目二十九番十三号 赤門アビタシオン

一階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年二月六日

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により渋谷二丁目西地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

北田 光重

二 住所

渋谷区渋谷二丁目十四番五号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により三河島駅前北地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名
松本 香

二 住所
荒川区西日暮里一丁目四番七号

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

